

議案第35号

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年6月26日提出

加西市長 高橋晴彦

## 加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加西市職員特殊勤務手当支給条例（昭和42年加西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（防疫等作業手当の特例）

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第34条第1項に規定する対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定める作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。

附則第4項中「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。」に改め、同項各号を削り、附則第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

本年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、今後特定新型インフルエンザ等がまん延した際に国家公務員に準拠した防疫等作業手当が支給できるよう、所要の改正を行うもの。